**滝沢市社会福祉施設物価高騰対策支援金Ｑ＆Ａ**

Ｑ１　今回の支援金の目的は何か。

Ａ１　物価高騰による社会福祉施設の負担の軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供を維持するため、社会福祉施設物価高騰対策支援金を支給するものです。

Ｑ２　支給された支援金の用途制限はあるか。

Ａ２　支援金は電気代等の高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。

Ｑ３　実績報告書の提出は必要か。

Ａ３　支援金支給のため、実績報告は不要です。ただし、虚偽の申請があった場合は支援金の返還となります。

Ｑ４　複数の事業所等を運営している場合の申請単位は。

Ａ４　法人が運営する事業所、施設をとりまとめて申請してください。支給申請書は、法人単位での申請が可能なように１枚に運営する事業所、施設を複数記入することができます。（１枚に収まらない場合は、複数枚提出してください。）

なお、１法人が障がい分、介護分のサービスを提供している事業所、施設を運営している場合は、障がい分、介護分ごとに申請書を作成いただく必要があります。

Ｑ５　一つの事業所で複数のサービスを運営している場合、サービス毎に支援金対象となるか。

Ａ５　指定を受けているサービス毎に支援金を支給します。ただし、申請については、Ａ４のとおり障がい分、介護分ごと、法人単位の申請となります。

Ｑ６　「入所系」と「通所系」の両方のサービスを実施しているが、それぞれ対象となるか。

Ａ６　「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで支給の対象となります。

Ｑ７　障害福祉サービスと介護サービスを同一建物内で提供しているが、障がい分、介護分でそれぞれ申請可能か。

Ａ７　同じ場所で提供しているなど、双方の事業を一体的に運営している場合は、どちらか一方の支援金しか申請できません。

　　　※訪問系サービスはそれぞれに申請が可能です。